

所得制限

(1) 所得制限限度額表

扶養親族等の数 (人)	本人		同居の三親等内の親族 (万円)
	全部支給 (万円)	一部支給 (万円)	
0	49	192	236
1	87	230	274
2	125	268	312
3	163	306	350

※扶養親族等の数1人につき38万円加算

(2) 所得額の計算方法

所得額[※]＝前年または前々年の収入をもとに算出した所得額（給与所得控除後の額又は所得証明書記載の額）＋前年または前々年に受け取った養育費^①－80,000円－諸控除^②

※給与所得または公的年金等にかかる所得がある場合は、上記の計算式よりさらに10万円を控除します。

※障害基礎年金(1.2級)をもらっている人の場合、前年または前々年にもらった非課税の年金も、課税年金と同じように計算して上記の所得額に算入します(令和3年3月制度改正)。

- ① 養育費：監護する児童の養育に必要な費用として、児童の父又は母から前年または前々年に受け取った金額の8割を所得に算入します(受取人が児童であるものも含まれます)。
- ② 諸控除額

特別障害者控除	40万円	老人扶養親族★	10万円
障害者控除	27万円	老人扶養親族☆	6万円
寡婦(夫)控除※	27万円	老人控除対象配偶者★	10万円
ひとり親控除※	35万円	特定扶養親族又は控除対象扶養親族★ [㊦]	15万円
勤労学生控除	27万円		
雑損、医療費、配偶者特別、小規模企業共済等掛金 各控除	相当額	★⇒父母・養育者のみ ☆⇒同居の家族 ※⇒父母以外	

㊦16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族については、税法上は特定扶養親族ではありませんが、児童扶養手当においては、特定扶養親族の取り扱いをします。

公的年金をもらっている人の支給制限

児童扶養手当額(月額)から公的年金月額を差し引いた金額 を支給します。

このため、「公的年金額 > 児童扶養手当額」の場合は、児童扶養手当が支給されない可能性があります。

但し、障害基礎年金 1.2 級を受けている人の場合は、年金月額の全額ではなく、年金の子加算額のみを差し引きするので、手当が支給される場合があります。